

1. 高周波文化ホール・アイザック小杉文化ホール・大門総合会館で開催される公演に伴う物品の販売※(注1)を希望される方は、会館事務所にある所定の「物品等販売申請書」を提出し、許可を受けて下さい。申請書の未提出、または承認されていないものを販売していたときは、販売を中止していただく場合もございます。
※(注1) ホール等で開催される公演に伴う物品販売を行うのではなく、商業宣伝・営業、その他これらに類する目的を主に施設を使用する場合は、使用する施設の使用料が基本使用料80%加算となります。詳細はお問い合わせください。
2. 基本的に承認されるものとしては、公演プログラム・パンフレット・CD・DVD・テープ・書籍・楽譜・関連グッズの販売や公演鑑賞の補助をするオペラグラス・イヤホンガイド等の貸出等、公演に関連する物品等の販売及び貸出等で、当会館が必要と認めた物品となります。
3. 販売場所、販売方法については必ず事前打ち合わせ時にご確認ください。また、物販できる場所は使用されるホールのホワイエ(ロビー)となっておりますので、打ち合わせもしくは準備の際に会館職員の指示等に従ってください。その他の場所を希望される場合はご相談ください。
4. 販売物の設置にあたっては、会館の施設等を損傷しないようその保護に十分に留意すると共に、避難誘導経路や非常設備などをふさがないようにご注意ください。
5. 公序良俗に反するもの、異臭・騒音等を発するもの、重量物、危険物、その他管理上支障があるものについては販売等をお断りいたします。
6. 物品の販売等にあたっては、販売手数料として、最終的な売上金額の10%(10円未満切捨て)をお支払いいただきます。販売終了後、会館事務所にある所定の「物品等販売報告書」を提出し、当日現金で精算ください。ただし、売上集計の都合上、当日精算が難しい場合はご相談ください。
7. 販売に関してのトラブルについては、会館は一切責任を負いません。

【お問い合わせ】

高周波文化ホール(新湊中央文化会館)	0766-82-8400
アイザック小杉文化ホール ラポール	0766-56-1515
大門総合会館	0766-52-0564